

岡山市適正契約等推進会議設置規程

平成 6 年 3 月 3 1 日

市訓令甲第 3 1 号

(設置)

第1条 本市における契約を適正に推進するため、岡山市適正契約等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 歳出予算の執行に係る手続及び進行管理の適正化に関すること。
- (2) 檢査又は検収の適正化に関すること。
- (3) 談合通報等に関すること。
- (4) 契約に係る暴力行為、暴力団等の介入及びペーパー業者等の排除に関すること。
- (5) 業者登録の適正化等に関すること。
- (6) 業者を対象にした契約事務等の啓発に関すること。
- (7) 契約に関する事件及び工事等に係る事件に関すること。
- (8) その他契約の適正化に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長（財政局担当）をもって充て、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てるほか、別表第2に掲げる職員に委嘱する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第5条 会議に下部機構として総務部会を置き、部会長及び幹事をもって組織する。

2 部会長は、別表第3に掲げる職員をもって充て、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する幹事がその職務を代理する。

- 3 総務部会は、部会長が必要と認めたとき招集し、部会長が議長となる。
 - 4 幹事は、別表第3に掲げる職員をもって充てるほか、必要と認める場合職員の中から部会長がその都度指名する。
 - 5 総務部会は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 談合情報への対応に関すること。
 - (2) 適正会議への付議事項の整理等に関すること。
- (意見の聴取)

第6条 会長又は部会長は、必要があるときは、職員、業者、市民、県及び学識経験者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、契約課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市訓令甲第54号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年市訓令甲第76号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年市訓令甲第41号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年市訓令甲第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年市訓令甲第53号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年市訓令甲第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第84号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第47号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第141号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第26号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第43号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市訓令甲第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第16号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第157号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第169号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第50号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第35号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第38号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第36号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第40号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（財政局担当以外）	政策局長	総務局長	財政局長	市民生活局長	市民協働局長	保健福祉局長	岡山っ子育成局長	環境局長	産業観光局長	都市整備局長	下水道河川局長	会計管理者	財政局財務部長
--------------	------	------	------	--------	--------	--------	----------	------	--------	--------	---------	-------	---------

別表第2（第3条関係）

水道局次長	教育委員会事務局教育次長
-------	--------------

別表第3（第5条関係）

部会長	幹事
財政局長	財政局財務部長 財政課財政企画総務担当課長 契約課長 契約課工事契約担当課長 監理検査課長